

晴れの国おかやま国体

リハーサル大会競技会場
での売店を募集します

出店を希望される人は、設置申請書などを国体推進室まで受け取りにお越しください。
(平日の10時～19時まで)
書類をお渡しする際に内容などを説明します。



販売品目：食品類（売店において調理・加工を行わないもの）、土産品類、スポーツ用品類など

条件
○県内に店舗・事務所を有し、一年以上の営業を継続していること。

○売店の設置・撤去及びその他営業に要する経費は、出

店者が負担すること。など
申請期限：6月25日(金)

リハーサル大会

「第34回女子全日本教員バスケットボール選手権大会」
とき：8月9日(月)～11日(水)
ところ：笠岡総合体育館、市民体育センター

民泊協力会会長会議を開催しました

四月二十八日、「民泊協力会会長会議」を開催しました。



会議では、平成十六年度の取り組みや課題などに、活発な意見・質問などが出されました。なお、今年度の主な取り組みは次のとおりです。

○花いっぱい運動

国体の開催時となる秋に咲く花（マリーゴールド、サル

ビア、メランポディウム）を、種から育てていただきます。

○調理講習会

実行委員会では、国体選手へ提供する食事の笠岡メニューを作成します。そして、その後、調理講習会も開催する予定です。

各協力会では、会長を中心に調理班や美化班など、会員の確保・拡充に取り組みられています。皆さんのご協力をお願いします。

国体補助員養成講習会の開催

五月九日、市民体育センターで笠岡、笠岡商、笠岡工、倉敷商、総社南の各高校のバスケットボール部員三十八名が参加して、競技補助員講習会が開催されました。

受講者は、指導者の下でスコアボードの記入や、時間を測る機器の操作などの実習をしました。

今後、講習会は数回開催し、受講者は八月のリハーサル大会でも活躍します。

申込み・問合せは

国体推進室（市民プラザ内）
☎2115まで

老人保健高額医療費について

昭和七年九月三十日以前に生まれた人が、病気やけがで治療を受け、病院に高額な医療費の支払いをした時は、申請により支払った医療費の一部が高額医療費としてかえってくる場合があります。

高額医療費とは

老人医療受給者証を持っている人の医療費の自己負担額が高額になった時、申請すると限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。
※個人によって負担限度額が違います。

高額医療費の払い戻しを受けるには申請が必要です

申請方法：市役所または出張所で手続きをしてください。

患者負担限度額

区分	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院と外来）
一定以上所得者※1	40,200円	72,300円 (医療費が361,500円を超えた場合にはその超えた分の1%を加算) (40,200円※4)
一般	12,000円	40,200円
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※3		15,000円

- ※1 老人保健受給者証の負担割合が2割の人
- ※2 住民税非課税の世帯に属する人
- ※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人
- ※4 過去12カ月以内に4回以上高額医療を受けた4回目以降の負担額

(代理の人でも手続きはできます)
※申請は一回のみです。ただし、申請内容に変更がある場合は、再度申請していただく必要があります。
申請に必要なもの：健康保険証、老人保健受給者証、印かん（認印）、預金通帳など振込口座のわかるもの（郵便局は振込みできません）
償還方法：申請された口座に振り込みます。

申請・問合せは

保険年金課国保医療係
☎2130まで